

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

- 告 示 ○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 …… 保健体育課 1頁  
人事異動 ○ 三重県総合博物館協議会委員の解任及び任命について ……………… 社会教育・文化財保護課 1頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第22号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和6年9月9日

三重県教育委員会教育長 福永和伸

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額（令和5年三重県教育委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円／時間)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市西高等学 校	テニスコート	500	四日市西高等学 校	テニスコート	500
	体育館	300		体育館	300
	運動場	250			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

### 人 事 異 動

博物館法（昭和26年法律第285号）第24条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を解任及び任命しました。

令和6年9月9日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 解任する委員の氏名

安西清麿

2 解任日

令和6年9月6日

3 任命する委員の氏名

尾 藤 さおり

4 任期

令和6年9月7日から令和8年4月18日まで

発 行

津市広明町13番地 三重県教育委員会